

株式会社東洋検査センター 約款

(目的)

第1条 本約款は株式会社東洋検査センター（以下東検という。）が委託者であるお客様（以下お客様という。）から受託する分析、測定、試験、検査、解析、評価および調査（以下本業務という。）を遂行するために、お客様と東検の間で成立した個別契約の円滑な履行に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(適用)

第2条 お客様および東検は、次条で成立した個別契約および本約款を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

(個別契約の成立)

第3条 本業務の個別契約は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。

- (1) お客様のお申込み（お客様作成の東検所定の分析依頼書または電話等口頭を含む東検所定の分析依頼書以外のお申込み内容に基づいて東検が作成した分析依頼書）に対し、東検が受託を承諾したとき。
- (2) お客様と東検の間で契約書を締結したとき。

(委託料金の支払い)

第4条 委託料金のお支払いは別段の定めがない限り、次のとおりとします。

- (1) お客様は、個別契約で定めた委託料金を消費税分を併せて、本業務着手前、または東検が発行する請求書に記載された期日までに東検の指定する銀行口座に振り込み支払いいただくものとします。
- (2) ただし、旭化成グループのお客様は伝票振替による支払いができるものとします。

(試料等の提供)

第5条 お客様は、本業務に必要であると東検が認める試料および技術情報が記載された書面または電子情報を無償で東検に提供いただくものとします。

(報告書)

第6条 東検は個別契約で定められた期日までに本業務についての報告書（以下「報告書」といいます。）をお客様に提出します。
2. 東検は別段の定めがない限り、報告書の写しを報告書提出後5年間保管します。

(秘密保持)

第7条 東検は、本業務の内容、結果およびお客様から開示された技術情報（試料を含む）のうち秘密と書面により特定された事項（以下「秘密情報」といいます。）に関して秘密を厳守し、お客様の書面による事前の同意なしには、これらを本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、お客様による開示時すでに東検が知っていた情報、知得時公知であるか、その後東検の責めに帰せられない事由により公知となった情報、および東検が正当な権限を有する第三者から入手した情報

はこの限りではありません。

2. 前項の規定に拘わらず、東検は、本業務の全部、または一部を第三者に再委託するときは、再委託に必要であると東検が認める秘密情報を当該委託者に開示することができるものとします。ただし、東検は当該再委託先に対して、東検が前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。

3. お客様は東検から開示された一切の情報について、東検の書面による事前同意なしに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、東検による開示時すでにお客様が知っていたことをお客様が証明できる情報、知得時公知であるか、その後お客様の責めに帰せられない事由により公知となったことをお客様が証明できる情報、およびお客様が正当な権限を有する第三者から入手したことをお客様が証明できる情報はこの限りではありません。

4. 本条の各規定は、報告書提出後5年間経過するまで有効とします。

(責任)

第8条 お客様が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、東検は一切責任を負いません。

2. 東検が報告書をお客様に提出した後1か月以内に、お客様が東検に対して、東検の責めに帰すべき事由によって本業務の結果または報告書の内容に誤りがある旨を連絡し、東検が当該事実を認めた場合には、東検とお客様は協議の上、次のいずれかの措置を決定します。

- ① 東検費用負担のもとに本業務の再実施を行う。
- ② 委託料金の減額または支払済みの委託料金の全部または一部を返還する。

3. 東検は、本業務の結果および報告書の内容が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

(個別契約の変更・解約)

第9条 お客様および東検は、個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、その同意を得て、個別契約を変更または解約することができるものとします。委託料金は、両者協議の上、相当と認められる金額に変更するものとします。

(不可抗力)

第10条 天災地変その他やむを得ない事由により本業務の遂行が不能になったときは、お客様または東検は相手方にその旨通知することにより本業務を終了させることができるものとします。当該事由による本業務の終了にともなう費用・経費の取扱いについては両者協議してその措置を決定します。

(協議事項)

第11条 本約款に定めのない事項または各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議の上、解決するものとします。

以上（2015年1月）